

■寝屋川市高齢者見守りネットワーク推進事業【概要】

1 事業内容

- ・ 直接的に高齢者支援に関わっていないが見守り等の協力ができる事業者等と寝屋川市が協定を締結することにより、協力事業者として異変のある高齢者を早期に発見することを求めます。
- ・ 異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者の発見及び情報の連絡から支援に至るまでの相互連携を図ります。

2 事業経過

平成 26 年度、事業開始

令和 7 年 3 月 31 日現在、協力事業者 56 者と協定締結

(協定締結先については別紙)

3 過去に対応した例

- ・ 訪問した際、認知症状が見られ、話がかみ合わなかった。
- ・ 電話した際、ろれつが回っていなかった。
- ・ 同じ内容で何度も窓口に来所されている。



直接的に高齢者支援に関わってはいないが、高齢者と接することの多い民間企業と連携することにより、異変のある高齢者や支援を必要としている高齢者を早期に発見して必要な支援を行うなど、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援します。

<異変のある高齢者等の発見から支援までの流れ>

協力事業者

直接的に高齢者支援をしていない民間企業等

発見

たとえば…

- ・お店でおなじものを連日購入する。
- ・窓口（レジ）でお金の勘定（計算）ができない。
- ・通帳等を紛失した理由で何度も再発行の手続きをしようとする。
- ・パジャマ姿などで出歩いたり、季節感の無い服装（夏なのに冬服など）をしている。
- ・天気が悪いのに高齢者が長時間外にいる。
- ・高齢者がじっと道に座っている。
- ・会話が成り立たない。
- ・その他、明らかに異変だと思われる状況

急病やケガなどで明らかに
緊急だと思われる場合は、
119番で救急車を要請。

救急



連絡

寝屋川市内にある

地域包括支援センター

もしくは

寝屋川市福祉部 高齢介護室

072-838-0372 (直通)

地域包括支援センタ
ターに報告書を
「メール」もしく
は「郵送」で提出
(1週間以内)



市関連部局がある場合は、該当課へも連絡（上
下水道局など）

連絡を受けた高齢介護室又は地域包括支援センターは
関係機関から情報を収集します。

認知症と思われる高齢者が徘徊している、虐待の疑いが
あるなど、急を要する場合は、関係機関等と連携して連
絡を受けた直後から支援にあたります。